

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年2月1日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成24年9月21日 至平成24年12月20日）
【会社名】	株式会社植松商会
【英訳名】	Uematsu Shokai Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植松 誠一郎
【本店の所在の場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神 郁夫
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5
【電話番号】	022(232)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神 郁夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期累計期間	第59期 第3四半期累計期間	第58期
会計期間	自平成23年3月21日 至平成23年12月20日	自平成24年3月21日 至平成24年12月20日	自平成23年3月21日 至平成24年3月20日
売上高(千円)	4,320,119	4,374,069	5,933,354
経常利益(千円)	56,367	44,525	86,742
四半期(当期)純利益(千円)	73,003	68,364	94,330
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,017,550	1,017,550	1,017,550
発行済株式総数(千株)	4,680	4,680	4,680
純資産額(千円)	2,296,602	2,425,680	2,390,614
総資産額(千円)	3,718,178	3,743,331	3,981,759
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	15.75	14.75	20.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	5.00
自己資本比率(%)	61.8	64.8	60.0

回次	第58期 第3四半期会計期間	第59期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成23年9月21日 至平成23年12月20日	自平成24年9月21日 至平成24年12月20日
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.97	6.32

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興関連需要等を背景とした緩やかな回復傾向が見られたものの、欧州債務危機問題や新興国経済の景気減速による世界経済の停滞、近隣国との関係悪化による实体经济への影響、長引く円高・株安等により、先行き不透明感が強まってまいりました。

当機械工具業界におきましても、スマートフォン関連市場での堅調な動きが続いているものの、主要ユーザーたる自動車関連産業についてはエコカー補助金の打ち切りや中国との関係悪化による販売不振等の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

このような中にあり当社としては、基本戦略を徹底するとともに新たな領域確保に向け、既存取引先との取引拡大と新規取引先の獲得に引き続き注力してまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は4,374百万円（前年同期比1.2%増）となりました。利益面では、売上高は僅かながら増加いたしました。経費、主に人件費等の増加により営業利益は3百万円（前年同期比81.5%減）、経常利益は44百万円（前年同期比21.0%減）となりました。当四半期の最終利益としては震災関連等の補助金や損害賠償金を特別利益に計上したことで68百万円（前年同期比6.4%減）となりました。

財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は、3,743百万円となり、前事業年度末に比べ、238百万円減少しました。この主な要因は、流動資産の現金及び預金が229百万円、受取手形及び売掛金が195百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は、1,317百万円となり、前事業年度末に比べ、273百万円減少しました。主な要因は、流動負債の支払手形及び買掛金が214百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、2,425百万円となり、前事業年度末に比べ、35百万円増加しました。主な要因は、配当金の23百万円、その他有価証券評価差額金の減少10百万円等の減少要因が有りましたものの、四半期純利益68百万円を計上したことによるものであります。

なお、当四半期会計期間末における自己資本比率は64.8%となり、前事業年度末に比べ4.8ポイント上昇しております。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,720,000
計	16,720,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月20日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,680,000	4,680,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	4,680,000	4,680,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年9月21日 ~平成24年12月20日	-	4,680,000	-	1,017,550	-	587,550

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 45,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,625,000	4,625	-
単元未満株式	普通株式 10,000	-	-
発行済株式総数	4,680,000	-	-
総株主の議決権	-	4,625	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、4,000株（議決権の数4個）含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社植松商会	仙台市若林区卸町三丁目7番地の5	45,000	-	45,000	0.96
計	-	45,000	-	45,000	0.96

2 【役員】の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年9月21日から平成24年12月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月21日から平成24年12月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月20日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	518,952	289,173
受取手形及び売掛金	2,054,078	1,858,372
有価証券	100,353	100,000
商品	197,396	250,973
その他	20,962	18,530
貸倒引当金	4,970	5,260
流動資産合計	2,886,774	2,511,790
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	127,177	145,389
土地	210,555	191,927
その他(純額)	19,980	17,724
有形固定資産合計	357,714	355,042
無形固定資産	8,958	8,034
投資その他の資産		
投資有価証券	611,547	740,020
その他	128,749	137,852
貸倒引当金	11,983	9,408
投資その他の資産合計	728,313	868,464
固定資産合計	1,094,985	1,231,540
資産合計	3,981,759	3,743,331
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,320,032	1,105,807
未払法人税等	11,923	8,562
賞与引当金	18,000	3,300
役員賞与引当金	9,500	10,500
災害損失引当金	6,733	-
その他	113,477	84,917
流動負債合計	1,479,667	1,213,087
固定負債		
退職給付引当金	44,165	39,738
役員退職慰労引当金	50,400	54,025
その他	16,912	10,800
固定負債合計	111,477	104,563
負債合計	1,591,144	1,317,650

	前事業年度 (平成24年3月20日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,017,550	1,017,550
資本剰余金	1,174,661	1,174,661
利益剰余金	206,130	251,322
自己株式	7,040	7,356
株主資本合計	2,391,301	2,436,178
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	686	10,497
評価・換算差額等合計	686	10,497
純資産合計	2,390,614	2,425,680
負債純資産合計	3,981,759	3,743,331

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月21日 至平成23年12月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月21日 至平成24年12月20日)
売上高	4,320,119	4,374,069
売上原価	3,741,157	3,786,574
売上総利益	578,961	587,494
販売費及び一般管理費	560,360	584,050
営業利益	18,601	3,444
営業外収益		
仕入割引	29,488	29,967
その他	12,858	14,112
営業外収益合計	42,347	44,080
営業外費用		
支払利息	2,326	1,742
不動産賃貸費用	2,079	483
その他	175	773
営業外費用合計	4,581	2,999
経常利益	56,367	44,525
特別利益		
貸倒引当金戻入額	19,265	-
災害見舞金受取額	8,901	-
受取損害賠償金	-	22,964
補助金収入	-	9,000
特別利益合計	28,166	31,964
特別損失		
固定資産除却損	301	1,670
投資有価証券評価損	1,389	-
災害見舞金等	4,417	-
特別損失合計	6,107	1,670
税引前四半期純利益	78,426	74,819
法人税、住民税及び事業税	5,423	6,454
法人税等合計	5,423	6,454
四半期純利益	73,003	68,364

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月21日 至 平成24年12月20日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月20日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月20日)
1 債務保証 従業員の銀行借入に対して保証を行っております。 従業員 1名 1,083千円	1 債務保証 従業員の銀行借入に対して保証を行っております。 従業員 1名 735千円
2 受取手形裏書譲渡高 258,603千円	2 受取手形裏書譲渡高 251,399千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月21日 至 平成23年12月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月21日 至 平成24年12月20日)
減価償却費 12,561千円	減価償却費 13,925千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年3月21日 至平成23年12月20日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年3月21日 至平成24年12月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月19日 定時株主総会	普通株式	23,172千円	5円	平成24年3月20日	平成24年6月20日	利益剰余金

2. 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年3月21日 至平成23年12月20日)及び当第3四半期累計期間(自平成24年3月21日 至平成24年12月20日)

当社は、機械、工具及び産業機械・器具等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月21日 至平成23年12月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月21日 至平成24年12月20日)
1株当たり四半期純利益金額	15円75銭	14円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	73,003	68,364
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	73,003	68,364
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,634	4,634

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 1月30日

株式会社植松商会
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 大輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社植松商会の平成24年3月21日から平成25年3月20日までの第59期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年9月21日から平成24年12月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月21日から平成24年12月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社植松商会の平成24年12月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。